

甲 第 116 号 議 案

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例の制定について
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の
対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例
地方自治法施行令第152条第1項第3号の規定による岡山市長の調査等の対象となる
法人の範囲を定める条例（平成24年市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次
に次の1号を加える。

(3) 一般財団法人岡山市体育協会

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般財団法人岡山市体育協会の設立に伴い、当該法人を予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人に加えるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 117 号 議 案

岡山市特別職報酬等審議会設置条例の制定について

岡山市特別職報酬等審議会設置条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別職報酬等審議会設置条例

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(諮問)

第2条 市長は、次条第1号から第4号までに関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額
- (3) 市長及び副市長の退職手当の額
- (4) 政務活動費の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、必要の都度、学識経験者、市民その他市長が適当と認める者のうちから

市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事案に係る審議が終了するまでの間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 審議会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市特別職報酬等審議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 118 号 議 案

岡山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例等の一部を改正する条例

(岡山市市税条例の一部改正)

第1条 岡山市市税条例(昭和25年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第11条中「及び第2号」を「, 第2号及び第5号」に, 「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め, 「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え, 同条第2号中「第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。), 」を削り, 同条第3号中「第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。), 」を削り, 同条に次の2号を加える。

(5) 第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第24条の4第3項中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第29条の2第1項中「規定によつて」を「規定により」に, 「においては」を「には」に, 「すでに」を「既に」に, 「次項」を「この条」に改め, 同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え, 同条第3項中「変更し」を「変更し, 」に, 「から

第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第28条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第29条の8第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限

る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第29条の12第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額

(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第35条中「第14号まで」の次に「又は第16号」を加える。

第36条の2中「第14号まで及び」を「第14号まで、第16号又は」に改める。

附則第4条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第24条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第9条の2の2中第10項を第17項とし、第9項を第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第9条の2の2中第8項を第14項とし、第7項を第8項とし、同項の次に次の5項を加える。

9 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

10 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

12 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

13 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第9条の2の2中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

附則第9条の3第3項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(岡山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市市税条例の一部を改正する条例(平成27年市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第16項中「、新条例」を「、岡山市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第11条第3号の項中「第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中岡山市市税条例第11条の改正規定並びに同条例第29条の2、第29条の8及び第29条の12の改正規定並びに第2条の規定並びに次項及び附則第5項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中岡山市市税条例第24条の4第3項の改正規定及び附則第4項の規定 平

成 29 年 4 月 1 日

(3) 第 1 条中岡山市市税条例附則第 4 条の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成 30 年
1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）第 29 条の
2 第 4 項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第 29 条の 2 第 2
項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

3 新条例附則第 4 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用
する。

4 新条例第 24 条の 4 第 3 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後
に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の
市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始
した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第 29 条の 8 第 5 項及び第 29 条の 12 第 4 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に
掲げる規定の施行の日以後に新条例第 29 条の 8 第 3 項又は第 29 条の 12 第 2 項に規
定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28
年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税につ
いては、なお従前の例による。

7 新条例附則第 9 条の 2 の 2 第 6 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得さ
れ、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）
第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」とい
う。）附則第 15 条第 29 項に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年
度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第 9 条の 2 の 2 第 9 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得さ
れる新法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以
後の年度分の固定資産税について適用する。

- 9 新条例附則第9条の2の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 新条例附則第9条の2の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 11 新条例附則第9条の2の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 12 新条例附則第9条の2の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 13 新条例附則第9条の2の2第16項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 14 新条例附則第9条の3第3項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 15 新条例附則第9条の2の2第16項の規定は、平成28年4月1日以後に取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率の見直し及び固定資産税等に係る課税標準の特例措置その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとする

ものである。

甲 第 119 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成28年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項第7号中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 120 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

第46条第8号イの表中「同条第3項第2号，第3号及び第9号」を「同条第3項第3
号，第4号及び第10号」に，「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備
（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に
排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を，「付室（階段室が
同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き，同号に規定する構造を有するもの
に限る。）」に改める。

第55条第2項第5号，第61条第9号及び第103条第8号中「中学校」の次に「，
義務教育学校」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

第11条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法
（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的
保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第48条第2項ただし書の規定を適

用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第12条 前条の事情に鑑み、当分の間、第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第13条 附則第11条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第14条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第3条又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第48条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、保育所の職員配置に係る特例を定めるとともに、設備の基準及び児童指導員等の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 121 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第8号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは，第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上と

することができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例を定めるとともに、設備の基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 122 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考第1項中「。以下この項」の次に「及び附則第6条」を加える。

第13条第1項中「第6条（第3項及び第5項を除く。）」の次に「，第7条」を加え、
同項の表第5条（見出しを含む。），第6条の見出し並びに同条第1項，第2項，第4項
及び第6項，第9条の見出し並びに同条第1項，第2項及び第4項，第11条，第12条，
第15条第2項から第5項まで，第20条並びに第21条第1項，第3項及び第4項の項
中「第6項」の次に「，第7条の見出し並びに同条第1項から第4項まで及び第7項」を
加え，同表第6条第4項及び第9条第1項の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|-------------------------|---------------|
| 第7条第6項 | 児童福祉施設は | 幼保連携型認定こども園は |
| | 児童等の | 園児の |
| | 他の児童福祉施設 | 他の児童福祉施設又は学校園 |
| 第7条第7項 | 乳児又は幼児（以下「乳幼 児」という。） | 園児 |

附則に次の見出し及び4条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第6条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第8条 前2条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正等に伴い，幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例を定めるとともに，非常災害対策に係る義務を定めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 123 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「備考2」を「備考3」に、「備考3」を「備考4（ただし書を除く。）」に改める。

別表第1備考2及び備考3を次のように改める。

2 支給認定子どもの属する世帯がB階層又はC階層1に該当する場合において、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定保護者に係る特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の特定被監護者等である支給認定子ども この表の額に備考5の規定を適用して得た額の2分の1に相当する額

(2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等が3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定被監護者等である支給認定子ども
0円

3 支給認定子どもの属する世帯がC階層2からC階層3までに該当する場合において、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 同一世帯において、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この表において同じ。）の第1学年から第3学年までに在学する子ども又は特定小学校就学前子ども（保育所，幼稚園，学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部，認定こども園，家庭的保育事業等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。），児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用し，又は同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所している小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が2人以上いる場合において，それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の子どもである支給認定子ども この表の額に備考5の規定を適用して得た額の2分の1に相当する額

(2) 同一世帯において，小学校の第1学年から第3学年までに在学する子ども又は特定小学校就学前子どもが3人以上いる場合において，それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の子どもである支給認定子ども 0円

別表第1備考5中「備考4」を「備考5」に改め，同表備考5を同表備考6とし，同表備考4中「備考5」を「備考6」に改め，同表備考4を同表備考5とし，同表備考3の次に次のように加える。

4 備考2の規定にかかわらず，支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯である場合において，B階層に該当するときの当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とし，C階層1に該当するときの当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に掲げる当該階層の利用者負担額から1,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額とする。ただし，支給認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合において，それらのうち年齢の高い順から数えて2人目以降の特定被監護者等である支給認定子どもに係る利用者負担額は，0円とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶

者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯

(2) 次に掲げる児（者）（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）の属する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と同程度又は準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

別表第2備考3及び備考4を次のように改める。

3 支給認定子どもの属する世帯の所得割の額が57,700円未満の場合において、次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 支給認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の特定被監護者等である支給認定子ども この表の額の2分の1に相当する額

(2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等が3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定被監護者等である支給認定子ども 0円

4 支給認定子どもの属する世帯の所得割の額が57,700円以上の場合において、

次の各号に掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。ただし、支給認定保護者に係る特定被監護者等が3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定被監護者等である年齢が0歳から2歳までの支給認定子どもであるとき（第2号に該当する場合を除く。）の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額に第1号の規定を適用して得た額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 同一世帯において、特定小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目の特定小学校就学前子どもである支給認定子ども この表の額の2分の1に相当する額
- (2) 同一世帯において、特定小学校就学前子どもが3人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて3人目以降の特定小学校就学前子どもである支給認定子ども 0円

別表第2備考5を同表備考6とし、同表備考4の次に次のように加える。

5 備考3及び備考4の規定にかかわらず、支給認定子どもの属する世帯が別表第1備考4各号に掲げる世帯である場合において、次の各号に掲げる階層区分に該当するときの当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。ただし、支給認定保護者に係る特定被監護者等が2人以上いる場合において、それらのうち年齢の高い順から数えて2人目以降の特定被監護者等である支給認定子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

- (1) B階層 0円
- (2) C階層1からC階層3まで この表に掲げる当該階層の利用者負担額から1,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額
- (3) 支給認定子どもの属する世帯の所得割の額が48,600円以上77,101円未満 この表に掲げる当該階層の利用者負担額の2分の1に相当する額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例は、平成28年4月以後の月分の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等

の利用に関し、支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用について適用し、平成28年3月分までの支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する費用については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正等に伴い、利用者負担額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 124 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和48年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1大福川入第4遊園地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大福川入第4遊園地を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 125 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」に改める。

第2条中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に、「次条から第12条まで」を「次条から第13条まで」に改める。

第11条第1項各号を次のように改める。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する適合証（当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。

以下この条において同じ。） 6, 100円

(イ) 共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ，それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）

a 500平方メートル以内のもの 12,300円

b 500平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 21,800円

c 1,000平方メートルを超え，3,000平方メートル以内のもの 31,400円

d 3,000平方メートルを超え，5,000平方メートル以内のもの 58,800円

e 5,000平方メートルを超え，10,000平方メートル以内のもの 101,200円

f 10,000平方メートルを超え，20,000平方メートル以内のもの 166,900円

g 20,000平方メートルを超え，30,000平方メートル以内のもの 205,300円

h 30,000平方メートルを超えるもの 218,900円

イ 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい，当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の項目となる部分に適合していることを証するものに限る。）の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ，それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 15,800円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ，それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある

るときは、その端数金額を切り捨てた額)

a 500平方メートル以内のもの 58,400円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,300円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 177,800円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 300,900円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 466,600円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 844,000円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,154,500円

h 30,000平方メートルを超えるもの 1,396,700円

ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 46,100円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

a 500平方メートル以内のもの 108,800円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,100円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 344,200円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 616,500円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,

060,000円

f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの

1,961,200円

g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの

2,802,300円

h 30,000平方メートルを超えるもの 3,432,900円

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ, それぞれ次に定める額

ア 適合証の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅 9,300円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てた額)

a 500平方メートル以内のもの 18,700円

b 500平方メートルを超え, 1,000平方メートル以内のもの 33,300円

c 1,000平方メートルを超え, 3,000平方メートル以内のもの 47,900円

d 3,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以内のもの 89,600円

e 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以内のもの 154,200円

f 10,000平方メートルを超え, 20,000平方メートル以内のもの 254,300円

g 20,000平方メートルを超え, 30,000平方メートル以内のもの 312,700円

h 30,000平方メートルを超えるもの 333,600円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ, それぞれ次に定める額

(7) 一戸建ての住宅 70,400円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

a 500平方メートル以内のもの 165,700円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 265,300円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 524,300円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 939,200円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,614,800円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 2,987,800円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,269,000円

h 30,000平方メートルを超えるもの 5,229,700円

第11条第3項各号を次のように改める。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証（当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項において同じ。）及び設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい、当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。以下この号において同じ。）の写しの提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 23,000円

(イ) 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分）の床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、第1項第1号ウ（イ）にそれぞれ定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 7,900円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第1号イ（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

ウ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 3,000円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第1号ア（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、適合証の提出がない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 35,200円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除

して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 4,600円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号アにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

第12条第1項第1号中「以下この項において同じ。）」を「」又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写し」に改め、同項第2号中「適合証の提出がない」を「その他の」に改め、同条第3項第1号中「以下この項において同じ。）」を「」又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。）の写し」に改め、同項第2号中「変更適合証の提出がない」を「その他の」に改める。

第16条を第17条とし、第13条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料）

第13条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の認定の申請（次項に掲げる申請を除く。）に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に

係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。) 又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であって、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。以下この条において同じ。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この条において同じ。) 4,800円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。) 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 83,400円

ウ 非住宅建築物(非住宅部分のみにより構成される建築物をいう。以下この条において同じ。) 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

エ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下この条において同じ。） 住宅部分の床面積の区分に応じたイに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウに定める額を合算した額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 35,400円

(イ) 200平方メートル以上のもの 39,600円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 71,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 203,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 291,000円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 90,300円

b 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 236,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 151,000円

b 標準入力法等による場合 382,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる

区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 245,000円

b 標準入力法等による場合 545,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 320,000円

b 標準入力法等による場合 672,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 385,000円

b 標準入力法等による場合 794,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 451,000円

b 標準入力法等による場合 906,000円

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じたイに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウに定める額を合算した額

(イ) 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じたイに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウに定める額を合算した額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費

性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写しの提出がない場合 第1項第2号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(2) その他の場合 第1項第1号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合の同法第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準(同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。)に適合している旨の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。)又は規則で定める書類の提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 4,800円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,800円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,500円

(ハ) 5,000平方メートル以上のもの 83,400円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,700円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,800円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,400円

(ハ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 132,000円

(ニ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 166,000円

(ホ) 25,000平方メートル以上のもの 208,000円

エ 複合建築物 住宅部分の床面積の区分に応じたイに定める額と非住宅部分の床面積に応じたウに定める額を合算した額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）による場合 18,000円

b 性能基準（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このア及びイにおいて同じ。）による場合 35,400円

(イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準による場合 19,400円

b 性能基準による場合 39,600円

イ 非住宅部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準による場合 34,000円

b 性能基準による場合 71,500円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準による場合 59,000円

b 性能基準による場合 119,000円

(ロ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準による場合 107,000円

b 性能基準による場合 203,000円

(ハ) 5,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 仕様基準による場合 161,000円

b 性能基準による場合 291,000円

ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 90,300円

b 標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下このウにおいて同じ。）による場合 236,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 151,000円

b 標準入力法等による場合 382,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 245,000円

b 標準入力法等による場合 545,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 320,000円

b 標準入力法等による場合 672,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 385,000円

b 標準入力法等による場合 794,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 451,000円

b 標準入力法等による場合 906,000円

エ 複合建築物 仕様基準又は性能基準（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による住宅部分の床面積の区分に応じたイに定める額とモデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）又は標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による非住宅部分の床面積の区分に応じたウに定める額を合算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消

費性能向上計画等の認定申請手数料等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。